

福岡市外国人創業活動促進事業コワーキングスペース認定事業者規約

（目的）

第1条 本規約は、福岡市における外国人起業家の受入れ拡大と創業の促進を目的とする福岡市外国人創業活動促進事業（以下、創業活動促進事業という。）において、創業活動促進事業を活用している外国人起業家及び創業活動促進事業を活用し経営・管理ビザの資格を得た外国人起業家（以下、「外国人起業家」という。）に対して、市内でコワーキングスペースの提供等が可能な事業者（以下「事業者」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるもの。

（定義）

第2条 本規約におけるコワーキングスペースとは、構造上及び利用上の独立性を有していない、共同利用型の区画のことを指す。

（認定された企業等の呼称）

第3条 本規約により認定された事業者の呼称は、福岡市外国人創業活動促進事業コワーキングスペース認定事業者（以下「認定事業者」という。）とする。

（事務局）

第4条 認定事業者に係る総合的な調整等の事務局業務については、福岡市経済観光文化局創業推進部グローバルスタートアップ推進担当（以下「事務局」という。）が担う。

（認定要件）

第5条 福岡市内でコワーキングスペースを運営し、創業活動促進事業の趣旨に沿って、外国人起業家に対する支援として次の事項が可能な事業者（政治団体、宗教法人、福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者等の反社会的勢力、その他福岡市が協力事業者として登録することが不適当であると認める者を除く。）を要件とし、福岡市が認定する。

- （1）法人登記が可能であること。
- （2）外国人起業家が当該コワーキングスペースを創業人材の事業所確保に係る特例として利用できる期限は、最長で、初回の在留期間更新許可から1年後までとし、その利用証明が書面により可能であること。
- （3）外国人起業家と英語等によりコミュニケーションをとることができるスタッフ等が、少なくとも平日には在駐（電話やオンライン等による連絡ができる体制を含む。）していること、又は通訳サービス等を用いて、外国人起業家とコミュニケーションをとることができる体制を構築していること。

（役割）

第6条 認定事業者は、創業活動促進事業の趣旨に沿って、以下の役割を担う。

- （1）外国人起業家が2か月に1回は活動の進捗を福岡市に報告するよう、福岡市スタートアップカフェ内に設置されているグローバルビジネスサポートと連携し、対応する。
- （2）外国人起業家の初回の在留期間更新時には、必要に応じて利用期間に関する証明書（様式第1号）を発行する。ただし、賃貸借契約書等に利用期間が明記されている場合は、その写しを様式第1号に代用することができる。

(認定手続)

第7条 認定に関しては、電子メールにて申請する。

(認定処理)

第8条 事務局は、前条により登録の申請があった事業者について、第5条の要件を満たしていることを確認した場合は、認定書(様式第2号)を発行し、福岡市ホームページに当該事業者の名称及び必要な情報を掲載する。

(認定の変更及び取消し)

第9条 認定事業者は、実施する取組内容に変更が生じた場合は、事務局に対して変更の申請を行う。

なお、実施する取組内容を行わなくなった場合は、速やかに事務局へ連絡する。

2 認定事業者が本規約に違反した場合又はその疑いがある場合は、本制度に対する社会的信頼保持等の観点から、認定事業者の登録を取り消すことがある。

(事故、苦情等の処理)

第10条 認定事業者は、その責めに帰すべき事由により、外国人起業家にコワーキングスペースを提供する中で、その外国人起業家及び第三者に、苦情等が発生した場合又は損害を与えた場合は、認定事業者の自己の責任において対応し、解決する。

附 則

この規約は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月18日から施行する。

(経過措置)

2 本規約の施行の際、改正前の規約の規定によりなされた申請、認定、その他の行為は、改正後の規約の規定によりなされた申請、認定、その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年8月21日から施行する。